

令和元年 8 月 7 日

建設業労働災害防止協会熊本県支部長 殿

熊本労働局労働基準部健康安全課長

8 月以降における熱中症予防対策の徹底について（お願い）

安全衛生行政の推進につきまして、日頃から格別の御配慮をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、職場での熱中症予防対策については、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」等の取組を行い、関係団体等と連携し取り組んでいるところです。

今般、7 月末までに報告があった全都道府県の熱中症の件数をとりまとめた（別紙）ところ、猛暑であった昨年同時期と比較して、死傷者については大幅に減少していますが、7 月については、速報値ではあるものの、死亡者数が同数となりました。

また、熊本県においても、過去に 7 月及び 8 月に熱中症による死亡災害が発生しています。

熱中症の発症のピークが、一般に 7 月から 8 月であることや、本年度は、特に 7 月下旬から急激に気温が上昇していることから労働者が熱順化（熱に慣れ当該環境に適應すること）していない状況であることが想定されることから、8 月以降においても、職場における熱中症予防対策の更なる徹底が必要です。

また、労働者の熱順化については、熱へのばく露が中断すると 4 日後には順化の顕著な喪失が始まります。このため、夏季休暇後など、一定期間暑熱環境における作業から離れ、その後再び当該作業を行う場合等においては、労働者は熱に順化していない状態に再び戻っていることが想定されることに特段の留意が必要です。

つきましては、貴職におかれましては、8 月以降の職場における熱中症予防対策の徹底に向け、労働者の熱順化の状況を踏まえた対策の実施に留意する等により、熱中症予防対策に一層の取組を進めていただけるよう、関係事業場への周知について特段の御理解と御協力をお願い申し上げます。

担当：熊本労働局労働基準部健康安全課

労働衛生専門官 平島佳実

〒860-8514 熊本市西区春日 2-10-1

電話 096-355-3186

熱中症による月別の労働者死傷病報告数（平成 30 年、平成 31 年・令和元年）（人）

	5月 以前	6月	7月	7月末 までの 累積数
平成 31 年・令和元年 ※同年 7 月末時点の速報値	28 (0)	24 (0)	20 (7)	72 (7)

平成 30 年 ※同年 7 月末時点の速報値	17 (0)	40 (1)	129 (7)	186 (8)
平成 30 年 ※確定値	19 (0)	60 (2)	697 (17)	776 (19)

8月	9月	10月 以降
366 (8)	31 (1)	5 (0)

- 平成 31 年・令和元年においても同様に報告数が確定すると仮定すると、7 月末までの累積確定数は 200 人以上に上ると推定される。
- 平成 30 年 8 月（確定値）において、300 人を超える被災者が発生したことから、本年 8 月以降も職場における熱中症予防対策の更なる徹底が必要である。
 - ※ 括弧内は、死亡者数（内数）。
 - ※ 「5 月以前」は 1 月から 5 月まで、「10 月以降」は 10 月から 12 月までの合計。
 - ※ 休業 4 日以上の労働災害に係る労働者死傷病報告及び都道府県労働局による把握人数。

（参考）

平成 30 年の職場における熱中症による死傷災害発生の概要

職場での熱中症による死亡者数は 28 人と、平成 29 年と比べて 2 倍となりました。死傷者数（死亡者数と休業 4 日以上の業務上疾病者数を加えた数）は、1,178 人と前年の 2 倍を超えました。熱中症による年間の死傷者数は、近年 400～500 人台でしたが、1,000 人を超えたのは、過去 10 年間で最多となっています。

死亡者数を業種別にみると、建設業が 10 人と前年同様最も多いのですが、前年死亡者のいなかった製造業で 5 人、運送業で 4 人発生しています。特に屋内作業での増加が目立っています。死傷者数では、警備業が前年のほぼ 3 倍、製造業、運送業が前年のほぼ 2 倍となっています。

熱中症で死亡した 28 人の状況を見ると、WBGT 値（暑さ指数）が、基準値を超えて熱中症の発生リスクが高まっていたと推測されます。中でも、作業環境の正確な把握や作業計画の変更を行わなかったと考えられる事例や、重篤な熱中症の兆候が見られた労働者の救急搬送が遅れた事例、日ごろから健康診断や体調把握などの事業場における健康管理を適切に実施していない事例などが見られます。